

答 申 第 1 4 0 号  
( 諮 問 第 1 3 9 号 )

令和 8 年 ( 2026 年 ) 2 月 20 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 嘉 藤 亮

令和 6 年 ( 2024 年 ) 2 月 21 日付け鎌総第 3020 号で諮問のあった下  
記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

## 1 審査会の結論

令和3年（2021年）3月5日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平和推進実行委員会に関する資料すべて（2017年4月～21年2月末に作成されたもの）。実行委員会の議事録、市内部の会議の議事録、市の担当者のメモ、市の担当職員と委員が交わしたメールも含む。市が、2021年度の実行委員会の公募中止を決めた経緯が分かる資料を含む」について、実施機関鎌倉市長が令和5年（2023年）9月12日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、非公開とした情報のうち、別表2に掲げる項目については公開することが妥当である。

## 2 審査請求の主張の要旨

### (1) 本件審査請求に至る前の経緯

#### ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和3年（2021年）3月5日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平和推進実行委員会に関する資料すべて（2017年4月～21年2月末に作成されたもの）。実行委員会の議事録、市内部の会議の議事録、市の担当者のメモ、市の担当職員と委員が交わしたメールも含む。市が、2021年度の実行委員会の公募中止を決めた経緯が分かる資料を含む」に係る行政文書公開請求を行った。

#### イ 請求に対する処分について

実施機関は、当該請求に対し対象文書を特定した上で、その一部が条例第6条第1号から第3号までのいずれかに該当するとして、令和3年（2021年）5月6日付け鎌倉市指令文化第2号で行政文書一部公開決定処分（以下「前処分」という。）を行った。

#### ウ 前処分に対する審査請求書の提出

審査請求人は、前処分に対し、令和3年（2021年）5月17日付けで審査請求を行った。

### (2) 前処分についての審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、意見書及び口頭意見陳述並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、令和5年（2023年）6月28日付け答申第110号において、条例に規定する非公開事由の該当性について審査を行い、次のとおり判断した上で別表1に掲げる箇所については公開することが妥当との答申を行った。

ア 条例第6条第1号該当性について

実施機関が条例第6条第1号に該当するとして非公開とした情報は、個人の氏名、住所、印影、電話番号、メールアドレス並びに出演者及び講師の謝金の額であることが認められた。

このうち、個人の氏名、住所、印影、電話番号及びメールアドレスについては、特定の個人を識別することができる情報と認められうる。

また、平和推進実行委員会（以下「委員会」という。）が主催する事業への出演者及び出前講和の講師に支払われた謝金の額は、後述のとおり、出演者や講師の氏名を公開することとなれば、当該特定個人に直接関連する情報となることから、同号に該当するとして実施機関の判断は結果として妥当である。

他方で、委員会の委員長の氏名は委員長の名義で市の公文書として通知文が発出されていること、鎌倉市内の学校等において実施された出前講和の講師名は出前講和先の学校等に公表していること、また、出版に関わった者の氏名は出版物自体に掲載されていることから、条例第6条第1号アに該当し、慣行として公開され、又は公開することが予定される情報と解されるため、公開されるべきである。

加えて、委員会において講演者が決定された段階で、「公開することが予定されている情報」に該当することとなるため、本件対象文書のうち委員会の決定以降については、当該年度に実施が予定された「憲法記念日のつどい」において講演する予定であった講師の氏名は公開すべきである。

なお、委員会の設置は、鎌倉市の規則又は同市の機関の定める規程によるものではないため、その構成員である平和推進実行委員は地方公務員法第2条に規定する地方公務員には該当せず、当該委員の個人情報に関して条例第6条第1号ウは適用されな

い。

イ 条例第6条第3号該当性について

実施機関が条例第3号として非公開とした情報は、委員会の議事録において、各委員の平和推進事業内の候補、事業の講師選定に関わる率直かつ具体的な発言内容が記載されている。他方、当該議事録は、鎌倉市が委員会の事務局となって調製したものであり、鎌倉市の事業としての性格を有するものと認められる。

本件対象文書を公にした場合、実施機関が類似の事業を行うにあたって、市民や事業関係者から、特定の委員個人に対する批判が行われる等、圧力および干渉を加えられる可能性があると考えられる。そのため、本市における、今後の同様の審議の際に、委員は具体的な発言をちゅうちょし、適切な判断をすることができなくなり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、実施機関が所管する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第3号「審議に関する情報」ではなく、条例第6条第4号に該当する。

しかしながら、「憲法記念日のつどい」において講演する講師の候補順位については、実施機関が所管する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生ずるものとは認められないことから、公開すべきである。

(3) 答申第110号後の経過

令和5年（2023年）7月26日付けの審査庁の裁決に基づき、実施機関は令和5年（2023年）9月12日付け鎌倉市指令文化第3号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(4) 本件審査請求について

ア 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和5年（2023年）10月11日付けで審査請求を行った。

イ 審査請求の趣旨

本件処分により公開した資料が妥当であるか審査を求める。

ウ 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和5年（2023年）10月11日付けで提出した

審査請求書、同年 12 月 5 日付け反論書及び令和 6 年（2024 年）1 月 28 日付け再反論書を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

（ア） 令和 5 年（2023 年）7 月 27 日送付の裁決書では、「別表に記載のとおり、『憲法記念日のつどい』において講演する講師の候補順位については、このようなおそれが生ずるものとは認められないことから、公開すべきである」とあるが、この裁決後に令和 5 年 9 月 12 日付け鎌倉市指令文化第 3 号行政文書一部公開決定通知で公開された資料には、答申を無視し、講師の候補順位が黒塗りされたものが多数入っていた。

なお、候補者の名前等が明記されているものもあった。

（イ） 答申書にあるとおり「平和推進実行委員は、現在、募集はしておらず、停止状態にあり、講師の候補順位を明らかにしたとしても、今後の同様の審議に支障があるとは考えられない」にも関わらず、講演会の参加者募集やパンフレットでは当然名前を公開しており、この情報がなぜ「個人情報」に該当するのか、鎌倉市の主張は理解しがたい。

（ウ） 今回鎌倉市が公開した資料が妥当であるのか、審査を求める。

### 3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

令和 5 年（2023 年）11 月 17 日付けで提出された弁明書、令和 6 年（2024 年）1 月 18 日付けで提出された再弁明書及び令和 7 年（2025 年）10 月 31 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

#### (1) 条例第 6 条第 1 号の該当性

ア 本件処分における実際に講演を実施した講師又は実施が決定されていた講師候補者の氏名单体の情報については、条例第 6 条第 1 号アの「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当することを理由に公開している。

イ これに対し、既に公開している情報である候補順位とともに、実際に講演の実施をした講師又は実施が決定されていた講師候

補者（以下「講師等」という。）の氏名を公開することについては、事情が異なる。

すなわち、この場合においては、審議の場における講師等の位置づけ及び評価が明らかとなってしまう、市民、講師等の中には、既に公開している資料と照らし合わせることにより、上位の順位の講師候補者に講演依頼を行ったものの同人による公演が同人の都合により実施不可であったことからやむなく下位の順位の候補者に講演の依頼を行った等の経緯が明らかになってしまう者もあり、いわば「補欠合格者の繰上げ合格」と同じような経緯が特定の講師等と紐付く形で公になることとなる。そうだとすれば、講演を依頼する講師候補者は、講師個人の能力や過去の実績に基づく信頼性、信用性を担保とし、営業活動を行っている者が多いところ、このような経緯等を公にすることは、第三者に対し、同経緯を経た講師等について、上位の順位の講師候補者に比べて講師としての能力、適格性等が欠如しているという誤った印象及び評価を与える危険性があり、同人の営業活動に支障が及び、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められる。

ウ したがって、実際に講演の実施または実施が決定されていた講師であったとしても、候補順位とともに氏名が明らかになることによって、条例第6条第1号本文の「個人に関する情報（中略）であって、（中略）公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当することから、非公開としたものである。

(2) 条例第6条第4号の該当性

ア 候補順位の伴う講師氏名に係る情報は、委員会の議事録等において、各委員の講師選定に関わる率直かつ具体的な発言内容が記載されて作成されたものである。

イ 当該情報を公にした場合、現在、委員会は休止しているものの、将来、類似の事業を行うに当たって、市民や事業関係者から圧力及び干渉を加えられることにより、率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが生じる。また、候補順位に係る情報は、事業の執行における内部的な審議に関する情報であるにも関わらず、これを公にすることによっ

て、実際に講演の実施または実施が決定されていた講師に対する正規の説明・交渉の場も経ないまま、不当な評価・位置づけであるとの一方的な誤解を与えかねず、今後、同様の講師へ事業の協力を依頼する場合等において、公正かつ円滑な事務又は事業の執行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ したがって、条例第6条第4号柱書の「実施機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当することから、非公開としたものである。

- (3) 以上から、候補順位に伴う講師の氏名に係る情報を非公開とした本件処分は適法であり、その他何らの違法又は不当な点も無く、本件審査請求については理由がないというほかないため、棄却すべきである。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件対象文書は、2017年4月から2021年2月末までの間に作成された委員会に関する資料すべてである。

本件請求についてはすでに答申第110号で判断をしていることから、本件処分が答申第110号における審査会の判断に沿ったものとされているか否かについて、以下、検討する。

なお、委員会は、公募による市民で構成される団体であって、「鎌倉市平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」の精神に基づき、地域から平和の大切さを考えるきっかけとなる事業を鎌倉市と協働で企画・運営してきたが、令和4年（2022年）度より委員の公募が休止されている。

- (2) 条例第6条第1号アに該当し公開すべき情報について

ア 条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の

記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会は、実施機関が非公開とした箇所のうち、答申第 110 号で別表 1 に掲げる箇所について、委員会の委員長の氏名は委員長の名義で市の公文書として通知文が発出されていること、鎌倉市内の学校等において実施された出前講和の講師名は出前講和先の学校等に公表していること、また、出版に関わった者の氏名は出版物自体に掲載されていることから、条例第 6 条第 1 号アに該当し、慣行として公開され、又は公開することが予定される情報と解されるため、公開されるべきとした。

ウ さらに、鎌倉市が主催する「憲法記念日のつどい」において講演を行う講師の候補者の氏名は、委員会において講演者が決定された段階で条例第 6 条第 1 号アに該当し、公開することが予定される情報と解されることから、公開されるべきとした。

エ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、上記情報について、答申の趣旨に従って公開されていることが認められた。しかしながら、別表 2 に掲げる箇所については、本件処分において公開がされていなかったことから、改めて公開すべきである。

### (3) 条例第 6 条第 4 号該当性について

ア 条例第 6 条第 4 号柱書は、「実施機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定している。

イ 当審査会は、実施機関が非公開とした箇所のうち、答申第 110 号で別表 1 に掲げる箇所について「憲法記念日のつどい」において講演する講師の候補順位は、このようなおそれが生ずるものとは認められないことから、公開すべきであるとした。

当審査会が本件対象文書を見分したところ、答申第 110 号の趣旨に従い、講師の候補順位に係る情報が公開されていることが認められた。また、候補順位に伴う講師氏名に係る情報は、答

申第 110 号の別表 1 において公開すべき情報には該当しないことから、当該情報を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表1) 答申第110号で公開すべきとした箇所

【条例第6条第1号該当】

該当項目	理由
鎌倉平和推進実行委員会委員長の氏名	委員長の名義で通知文が市の公文書として発出していることから、条例第6条第1号アに該当し、慣行として公開され、又は公開することが予定される情報と解される。
鎌倉市内の学校等において実施された出前講和の講師名	出前講和先の学校等には講師の氏名を公表していることから、条例第6条第1号アに該当し、慣行として公開され、又は公開することが予定される情報と解される。
出版に関わった者の氏名	出版物は条例第6条第1号アに該当し、慣行として公開され、又は公開することが予定される情報と解される。
鎌倉市が主催する「憲法記念日のつどい」において講演を行う講師の候補者の氏名	委員会において講演者が決定された段階で、条例第6条第1号アに該当し、公開することが予定される情報と解される。

【条例第6条第3号該当】

該当項目	理由
平和のつどい講師の候補順位	平和推進実行委員は、現在、募集はしておらず、停止状態にあり、講師の候補順位を明らかにしたとしても、今後の同様の審議に支障があるとは考えられない。

(別表2) 公開すべき情報

【条例第6条第1号ア該当】

平成29年度	
該当資料名	公開すべき範囲
平成29年度 第2回鎌倉平和推進実行委員会議事録1/2枚目	4. 概要 (2) 報告 イ 鎌倉・藤沢・茅ヶ崎3市合同平和推進実行委員会について 3行目5文字目から9文字目
	4. 概要 (3) 議題 ア 平和のつどいについて 1行目先頭から5文字目
平成29年度 第2回鎌倉平和推進実行委員会議事録2/2枚目	イ 平和のパネル展について 3行目32文字目から4行目先頭1文字目
	(4) その他 3行目5文字目から9文字目
平成29年度 第3回鎌倉平和推進実行委員会 次第2/2枚目	4、その他 (1) 鎌倉・藤沢・茅ヶ崎3市合同平和推進実行委員会について 3行目5文字目から9文字目
資料2-1	(総括) (担当者名) 1行目7文字目から11文字目
監査報告書	2行目5文字目から8文字目
平成28年度「日米草の根平和交流招聘プログラム」の事業委託報告書21/48枚目	鎌倉平和推進実行委員会との交流(安国論寺) 3行目先頭から6文字目
鎌倉市平和推進事業への講師派遣について(依頼)2/6枚目	上から4行目中「事務局長氏名」
令和元年度	
該当資料名	公開すべき範囲
JICA国際協力出前講座 講師照会要請について(回答)	上から4行目中「委員長氏名」
令和2年度	
該当資料名	公開すべき範囲

令和2年（2020年）度 平和の つどい役割分担表	（担当者名上段）5行目「総括」担当 者名上段1文字目から2文字目
Re: 3市合同平和推進実行委員会 の開催について	（引用メール本文）上から4行目22文 字目から23文字目

(別紙)

本件審査請求に至る前の経緯

年 月 日	内 容
R 3 / 3 / 5	行政文書公開請求書が提出される
5 / 6	行政文書一部公開決定通知書送付
5 / 1 7	審査請求書が提出される (処分庁：文化課 審査庁：総務課)
6 / 2 5	処分庁が審査庁に弁明書を提出
8 / 1 3	審査会に諮問
4 / 6 / 1 0	第 135 回審査会で審議 (審査請求人からの口頭による意見陳述) (実施機関からの口頭による決定理由説明)
7 / 4	第 136 回審査会で審議
1 0 / 6	第 139 回審査会で審議
1 1 / 7	第 140 回審査会で審議
1 2 / 9	第 141 回審査会で審議
5 / 1 / 2 5	第 142 回審査会で審議
2 / 2 4	第 143 回審査会で審議
4 / 7	第 144 回審査会で審議
5 / 8	第 145 回審査会で審議
6 / 5	第 146 回審査会で審議
6 / 2 8	答申 (第 110 号) 【以上、答申第 110 号までの経過】
7 / 2 7	審査庁が裁決書を送付

## 処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 5 / 9 / 1 2	行政文書一部公開決定通知書送付
1 0 / 1 1	審査請求書が提出される（処分庁：文化課 審査庁：総務課）
1 1 / 1 7	処分庁が審査庁に弁明書を提出
1 2 / 5	審査請求人が審査庁に反論書を提出
6 / 1 / 1 8	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
1 / 2 8	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
2 / 2 1	審査会に諮問
7 / 1 0 / 3 1	第 171 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
1 1 / 2 1	第 172 回審査会で審議
1 2 / 1 2	第 173 回審査会で審議
8 / 1 / 2 7	第 174 回審査会で審議
2 / 2 0	答申第 140 号